

きのこ・山菜類を販売する際の確認事項

1 「きのこ及び山菜類 出荷チェック票」の活用

チェック票に記載しながら、出荷者と販売者の両方で、採取場所や品目が安全であるか確認してください。

2 出荷制限等の確認

このチラシや県ホームページ等を見て、採取場所に出荷制限等がかけられていないことを確認してください。

3 放射性物質モニタリング検査の実施の確認

県内産の場合

「放射性物質モニタリング検査」が実施され安全であることを確認してください。

県外産の場合

採取した県でその品目の検査が実施されていること、及び、基準値を下回っていることを確認しましょう。

4 産地名の表示

パッケージに「栽培」または「野生」の区別と、「産地(市町名)」を表示しましょう。



パッケージの表示例▶

詳しくは県ホームページで確認するか、下記事務所へお問い合わせください。

<問い合わせ先>

【農産物・栽培の山菜】

農政部農政課	028-623-2288
河内農業振興事務所	028-626-3061
上都賀農業振興事務所	0289-62-5236
芳賀農業振興事務所	0285-82-4720
下都賀農業振興事務所	0282-23-3425
塩谷南那須農業振興事務所	0287-43-1252
那須農業振興事務所	0287-23-2151
安定農業振興事務所	0283-23-1455

【きのこ類・たけのこ・野生の山菜】

環境森林部	
林業木材産業課	028-623-3274
県西環境森林事務所	0288-21-1229
県東環境森林事務所	0285-81-9004
県北環境森林事務所	0287-23-6365
県南環境森林事務所	0283-23-1441
矢板森林管理事務所	0287-43-1439